

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月27日
【会社名】	株式会社神鋼環境ソリューション
【英訳名】	Kobelco Eco-Solutions Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 粕谷 強
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
【電話番号】	神戸 078(232)8032
【事務連絡者氏名】	財務部長 笹倉 隆一
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
【電話番号】	神戸 078(232)8032
【事務連絡者氏名】	財務部長 笹倉 隆一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成30年3月27日付で、株式会社IHI及び株式会社IHI環境エンジニアリング（以下「IKE」）との間で、当社にIKEの廃棄物処理施設関連事業等（以下「対象事業」）を統合することについて、具体的な協議を進めていくことに関する基本合意書を締結したことに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、平成30年9月27日開催の取締役会において、平成31年1月1日を効力発生日として、IKEの対象事業を吸収分割の方法により当社に統合すること（以下「本吸収分割」）を決定し、IKEと平成30年9月27日付で、吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

(2) 本吸収分割の目的

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

吸収分割に係る割当ての内容

その他の吸収分割契約の内容

ア．本吸収分割の日程

イ．承継会社が承継する権利義務

オ．承継会社の債務履行の見込み

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

3【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

2 報告内容

(2) 本吸収分割の目的

<訂正前>

当社及びIKEは地方公共団体等向けごみ焼却施設建設工事を中心とする廃棄物処理施設関連事業分野において、各々の特長ある技術を基に事業展開し、日本の環境インフラを支える重要な役割の一翼を担って参りました。しかしながら、近年、日本の人口減等に伴う市場規模の変化等、両社を取り巻く事業環境は大きく変化してきております。

平成29年3月27日付「廃棄物処理施設関連分野における包括的業務提携に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、両社は、同日付で廃棄物処理施設関連分野における「包括的業務提携契約」を締結済みであり、現在、「販売活動の一体運営体制の構築・運用」等を柱とする両社協業を通じ、業容拡大を目指した活動を展開中です。他方で、将来に亘って組織を隔てたままでの協業に留まるとすれば、シナジーの最大限の発揮を目指す上で制約となりうることは否定できないところであり、両社は、経営資源を結集する必要性を強く認識しております。

この度、両社は、包括的業務提携を通じ「お互いを最良のパートナーである」との認識を再確認した上で、本統合の本格的検討に向かって歩みを進めることを決断いたしました。IKEの廃棄物処理施設関連事業を当社に統合することについて両社間で今後具体的な協議を進めて参ります。本統合を行うことにより、次のような効果が見込まれますが、事業統合体となる当社グループにおいては、両企業グループが持つ企業文化を相互に尊重しつつ、また、IKEが持つ強みや特長を当社グループの事業に最適融合することにより、企業価値を一層向上させ、環境に優しい社会・地域作りに貢献するという社会的使命を全うしていく所存です。

・収益基盤の拡大

対応可能新規案件数の増加、既納施設数増加に伴う売上規模の拡大等

・営業・技術ノウハウの融合による競争力の強化

両社のノウハウ融合による提案力強化、研究開発活動の強化等

・生産性向上・コストダウン

両社のリソース有効活用による生産性向上及びコストダウン効果の発現、重複投資の回避等

<訂正後>

当社及びI K Eは、平成30年3月27日付「株式会社I H I環境エンジニアリングの廃棄物処理施設関連事業を当社に統合することの協議に関する基本合意書締結のお知らせ」において公表いたしましたとおり、両社の地方公共団体等向けごみ焼却施設建設工事を中心とする廃棄物処理施設関連事業等を統合することについて、具体的な協議を行ってまいりましたが、このたび、その内容につき合意に達し、本吸収分割契約を締結する運びとなりました。

両社は、平成29年3月に「販売活動の一体運営体制の構築・運用」等を柱とする包括的提携関係を樹立して以来、様々な業容拡大を目指した活動を行ってまいりました。しかしながら、組織を隔てたままでの協業に留まるとすれば、シナジーの最大限の発揮には制約があるため、経営統合は必須との認識を共有し検討を進めてきました。日本の人口減等に伴い大きく変化する事業環境の中、両社の経営資源を結集することで、当該事業分野においてよりプレゼンスを高めることができると判断しました。事業統合体となる当社グループにおいては、I K Eが持つ強みや特長を当社グループの事業に最適融合しシナジー効果を発揮することにより、収益基盤の拡大、営業・技術ノウハウの融合による競争力の強化、及び生産性向上・コストダウン等を通じ、企業価値を一層向上させ、環境に優しい社会・地域作りに貢献するという社会的使命を全うしていく所存です。

(3) 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

<訂正前>

当社を吸収分割承継会社とし、I K Eを吸収分割会社とする吸収分割です。

尚、本吸収分割の効力発生後、直ちに当社は承継した事業の一部を会社分割の方法により当社の完全子会社である神鋼環境メンテナンス株式会社に承継させることを予定していますが、その詳細につきましては、当社において決定次第、速やかにお知らせいたします。

<訂正後>

当社を吸収分割承継会社とし、I K Eを吸収分割会社とする吸収分割です。

尚、当社グループ内における事業分担配置の観点から、本吸収分割の効力発生を条件として、当社は承継した事業の一部（ごみ処理施設関連事業に含まれる運転管理受託事業、及び名古屋市内における廃棄物リユース処理業）を、第二段階目の会社分割の方法により直ちに、当社の完全子会社である神鋼環境メンテナンス株式会社に承継させることを予定しています。

吸収分割に係る割当ての内容

<訂正前>

本吸収分割に係る対価として金銭を交付する予定です。但し、その金額につきましては、今後行う予定のデューデリジェンスの結果等を踏まえ、両社協議の上、決定いたします。

<訂正後>

本吸収分割に際し、当社はI K Eの対象事業に関する権利義務の対価（以下「本吸収分割対価」）として54億円（以下「暫定本吸収分割対価」）の金銭を交付する予定です。但し、本吸収分割契約に基づき、本吸収分割の効力発生日前日時点における承継する資産及び負債の純額を基礎として算定される本吸収分割対価と暫定本吸収分割対価との差額について精算を行うことにより、本吸収分割対価を調整します。

その他の吸収分割契約の内容

ア．本吸収分割の日程

<訂正前>

本基本合意書締結	平成30年3月27日（本日）
本吸収分割契約締結	平成30年9月末（予定）
臨時株主総会決議日（当社）	未定
臨時株主総会決議日（I K E）	未定
本吸収分割予定日（効力発生日）	平成31年1月1日（予定）

< 訂正後 >

本基本合意書締結	平成30年 3月27日
本吸収分割契約の締結に係る取締役会決議 本吸収分割契約締結	平成30年 9月27日（本日）
臨時株主総会の基準日公告日（当社）	平成30年 9月28日
臨時株主総会の基準日（当社）	平成30年10月15日
臨時株主総会決議日（当社）	平成30年12月19日
臨時株主総会決議日（I K E）	平成30年12月中旬（予定）
本吸収分割予定日（効力発生日）	平成31年 1月 1日（予定）

エ．承継会社が承継する権利義務

< 訂正前 >

対象事業に関する資産、負債、知的財産権、契約その他の権利の重要な部分、及び対象事業に従事する従業員の労働契約の承継を予定しておりますが、その詳細につきましては、本吸収分割契約締結までに、両社間での協議の結果等を踏まえ、決定いたします。

< 訂正後 >

当社は、原則として対象事業に関連する資産、負債、知的財産権、契約上の地位、及び対象事業に従事する従業員の労働契約を承継します。

オ．承継会社の債務履行の見込み

< 訂正前 >

本吸収分割後の承継会社による債務履行の見込みについては、本日時点において特段の問題はないと判断しておりますが、今後、本吸収分割により承継する権利義務の詳細が決定された後、速やかにお知らせいたします。

< 訂正後 >

本吸収分割の効力発生日以降の当社による債務履行について、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

< 訂正前 >

本吸収分割に係る対価として金銭を交付する予定です。但し、その金額につきましては、今後行う予定のデューデリジェンスの結果等を踏まえ、両社協議の上、決定いたします。

< 訂正後 >

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本吸収分割対価の算定に当たり、本吸収分割に係る割当ての公平性・妥当性を確保するため、下記 項のとおり、当社及びI K E から独立した第三者算定機関に本吸収分割の対象事業の事業価値の算定を依頼しました。当社は、第三者算定機関による算定結果を参考に、I K E に対して実施したデューデリジェンスの結果並びに対象事業の状況及び将来の見通し等も総合的に勘案し、両社で本吸収分割について慎重に協議を重ねてまいりました。その結果、最終的に、上記「(3) 吸収分割に係る割当ての内容」に記載の内容が妥当であるとの判断に至り、本吸収分割契約の締結に至りました。

算定に関する事項

ア．算定機関の名称並びに当社及びI K E との関係

本吸収分割対価の算定に当たり、当社は、当社及びI K E から独立した第三者算定機関である、株式会社エフエーエス（大阪府中央区）（以下「エフエーエス」）を選定いたしました。なお、エフエーエスは、当社及びI K E の関連当事者には該当せず、当社及びI K E との間で重要な利害関係を有しません。

イ．算定の概要

エフイーエスは、I K Eの財務情報及び本吸収分割の諸条件を分析したうえで、対象事業について、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を、対象事業と類似する複数の上場会社の株価指標と対象事業の財務データを比較することにより事業価値を算定することが可能であることから類似会社比較法を、及び、直近事業年度末（平成30年3月末）時点の財産状況を客観的に示す修正純資産法の3手法を採用して算定を行いました。なお、各評価手法による算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	算定結果
DCF法	5,217百万円～6,192百万円
類似会社比較法	3,817百万円
修正純資産法	4,310百万円

エフイーエスは、対象事業の事業価値の算定に際して、エフイーエスが検討した全ての公開情報及び当社、I K Eからエフイーエスに提供され又はエフイーエスが当社及びI K Eと協議した財務その他の情報で対象事業の事業価値の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確且つ完全であることに依拠し、それを前提としております。なお、エフイーエスは、かかる情報の正確性もしくは完全性につき独自に検証は行っており、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。事業価値算定報告書に記載される内容は、エフイーエスに提供され又はエフイーエスが当社及びI K Eと協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は事業価値算定報告書交付時点で開示されていない事実や状況もしくは事業価値算定報告書交付時点以降に発生した事実や状況（事業価値算定報告書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。エフイーエスは、I K Eの経営陣が、エフイーエスに提供され又はエフイーエスと協議した情報を不完全もしくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としております。さらに、エフイーエスは、対象事業の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っており、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求しておりません。エフイーエスは、対象事業の財産又は施設を検査する義務を負っており、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて当社及びI K Eの株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っておりません。

対象事業の事業価値の算定に際して当社及びI K Eから情報の提供又は開示を受けられず、又は提供もしくは開示を受けたもののそれが分割対象事業の事業価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方法によってもエフイーエスが評価の基礎として使用できなかったものについては、エフイーエスは、エフイーエスが合理的及び適切と考える仮定を用いております。エフイーエスのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが対象事業の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、エフイーエスは検証を行っておりません。

なお、エフイーエスが開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、対象事業の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、当社及びI K Eの経営陣によって合理的に準備・作成もしくは調整されたことを前提としております。エフイーエスは上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、事業価値算定報告書で言及される分析もしくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明しておりません。エフイーエスは、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しております。

上場廃止となる見込み及び事由

本吸収分割において、上場廃止となる見込み及びその事由については、平成30年9月27日時点において該当事項はないと判断しております。

以上